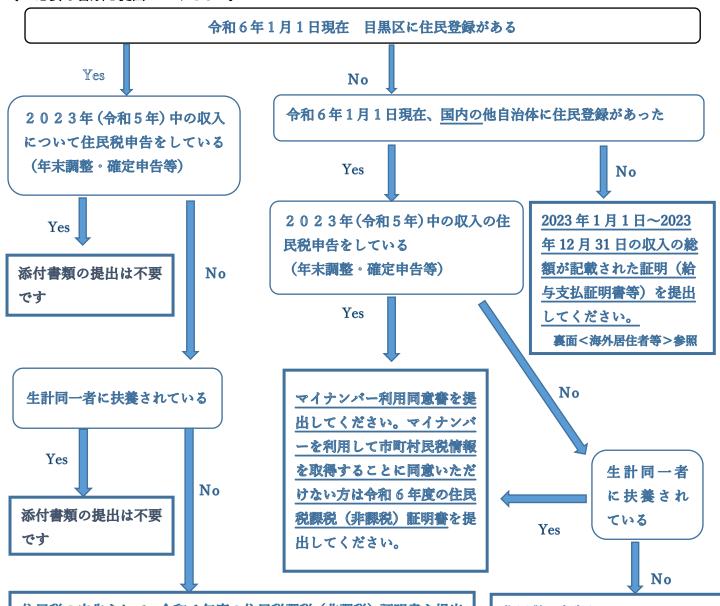
課税証明書等の添付書類について

下記の必要書類が区が定める期日まで提出がなかった場合、目黒区私立幼稚園等保護者補助金説明書の裏面、別表【保育料補助金(目黒区補助金+都補助金)月額上限額表】の第7階層に決定します。期日後に、提出書類が提出された場合も階層変更は行いません。

●4月~8月分の補助金算定のために令和6年度の住民税額の確認が必要になります。下記フローチャート図を参考に必要な書類を提出してください。



住民税の申告をして、令和6年度の住民税課税(非課税)証明書を提出 してください。

- ●住民税の申告方法などは、令和6年1月1日現在に住民登録のあった 区市町村にご確認ください。
- ●2023年中の収入がなかった等で、所得税の申告の必要がない方でも、補助金額の算定にあたっては住民税額の確認が必要になりますので、住民税の申告をしてください。

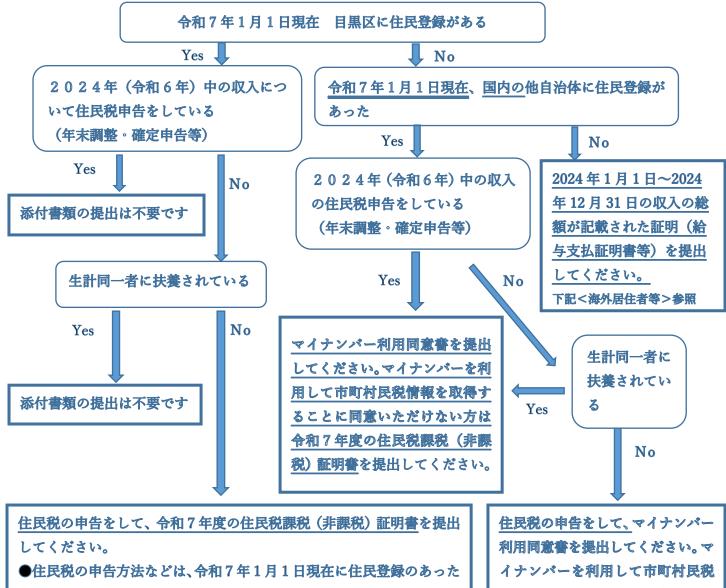
住民税の申告をして、マイナンバー 利用同意書を提出してください。マイナンバーを利用して市町村民税 情報を取得することに同意いただけない方は令和6年度の住民税課 税(非課税)証明書を提出してください。

※源泉徴収票や特別徴収税額の決定通知書、納税通知書では確認事項の記載がない場合があるため、必ず課税証明書(控除等の省略がないもの)をご提出ください。

※マイナンバー利用同意書は目黒区のホームページからダウンロードできます。 https://www.city.meguro.tokyo.jp/kosodateshien/kusei/onlineservice/hojokin.html



●9月~3月分の補助金算定のために令和7年度の住民税額の確認が必要になります。 下記フローチャート図を参 考に必要な書類を提出してください。



- 区市町村にご確認ください。
- ●2024年中の収入がなかった等で、所得税の申告の必要がない方で も、補助金額の算定にあたっては住民税額の確認が必要になりますの で、住民税の申告をしてください。

情報を取得することに同意いただ けない方は令和7年度の住民税課 税(非課税)証明書を提出してくだ さい。

- **★海外居住者等**(国外に居住しており収入のある方、国外から転入された方や外国籍の方で住民税が課税されていな い方または免除されている方で収入のある方等)は下記の書類をご提出ください。
- ①4月~8月分の補助金額確定に必要な書類
 - ⇒ 2023 年 1 月 1 日~2023 年 12 月 31 日の収入の総額が記載された証明書(給与支払証明書等)
- ②9月~3月分の補助金額確定に必要な書類
 - ⇒ 2024 年 1 月 1 日~2024 年 12 月 31 日の収入の総額が記載された証明書(給与支払証明書等)
- ※会社等から取得してください。(**外国語の表記の場合、翻訳もつけてください。**)
- ※会社等からの取得が難しい場合は個別にご相談ください

添付書類の準備が幼稚園への提出期限に間に合わない(用意できない)場合は、先に申請書のみ 提出していただき、添付書類は後日目黒区子育て支援課に直接ご提出ください。

★添付書類を追加で送付する場合、**園児の名前・幼稚園名・生年月日**も記入の上ご提出ください。